社会福祉法人白川園定款

第１章　　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第１種社会福祉事業

（ア）特別養護老人ホームの経営

（イ）軽費老人ホームの経営

（ウ）障害児入所施設の経営

（エ）障害者支援施設の経営

（２）第２種社会福祉事業

（ア）保育所の経営

（イ）放課後児童健全育成事業の経営

（ウ）地域子育て支援拠点事業の経営

（エ）一時預り事業の経営

（オ）老人デイサービス事業の経営

（カ）老人居宅介護等事業の経営

（キ）障害児通所支援事業の経営

（ク）障害児相談支援事業の経営

（ケ）特定相談支援事業の経営

（コ）生計困難者に対する相談支援事業の経営

（サ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人白川園という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、そ

の提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を熊本県熊本市東区戸島西２丁目４番５０号に置く。

第２章　　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、外部委員１名以上を含み、監事、職員の合計３名以上で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務

を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の選任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印することとする。

第４章　　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とすることができる。

４　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第１６条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第１９条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
４　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第２２条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第２３条　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２０第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（職員）

第２４条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　　理事会

（構成）

第２５条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２６条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第２７条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　　資産及び会計

（資産の区分）

第３０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）熊本県菊池郡大津町大字森字中ノ切６４番地、６５番地　所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニューム板ぶき２階建

白川保育園　園舎一棟

一階（694.19 平方メートル）　二階（451.83 平方メートル）

同所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建

白川保育園　附属建物

遊戯室　一階（300 平方メートル）　二階（85.92 平方メートル）

（２）熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目２２番地４　所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建

緑ヶ丘保育園　園舎一棟

一階（502.04 平方メートル）　二階（426.00 平方メートル）

（３）熊本県熊本市東区小山町２４９３番地、２４８９番地、２４９０番地、２５１３番地３　所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・かわら･合金メッキ鋼板ぶき２階建

白川の里　建物

一階（3,880.81 平方メートル）　二階（2,936.80 平方メートル）

同所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建

白川の里　附属建物

物置（79.11 平方メートル）

（４）熊本県菊池郡大津町大字引水字東原７１０番地２　所在の鉄骨造かわらぶき・コンクリート屋根２階建

風の子保育園　建物一棟

一階（757.42 平方メートル）　二階（509.77 平方メートル）

（５）熊本県熊本市東区戸島西２丁目３３４６番地１、３３４７番地１　所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建

あかつき　建物二棟

一階（1,075.02 平方メートル）　二階（761.58 平方メートル）

（６）熊本県熊本市東区戸島西２丁目３３４６番地１　所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

あかつき集会所　建物一棟（195.50 平方メートル）

（７）熊本県熊本市東区戸島西２丁目３３４７番地、３３４６番地１　所在の鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺平家建

あかつきデイサービスセンター　建物一棟（454.53 平方メートル）

（８）熊本県菊池郡大津町大字大津字南楽善２１４番地１　所在の鉄筋コンクリート平家建

若草児童学園　建物一棟（1,499.18 平方メートル）

（９）熊本県菊池郡大津町大字大津字南楽善２１４番地１　所在の鉄骨造かわらぶき平家建

児童発達支援センターおひさま　建物一棟（502.95 平方メートル）

（10）熊本県菊池郡大津町大字森字中ノ切６４番　所在の

白川保育園　敷地一筆（1,565.90 平方メートル）

(11) 熊本県菊池郡大津町大字森字中ノ切６２番２　所在の
白川保育園　敷地一筆（29 平方メートル）
(12) 熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目２２番４　所在の
緑ヶ丘保育園　敷地一筆（2447.36 平方メートル）
(13) 熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目１３番６　所在の
緑ヶ丘保育園　敷地一筆（516.82 平方メートル）
(14) 熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目２２９４番３５　所在の
緑ヶ丘保育園　敷地一筆（153.88 平方メートル）
(15) 熊本県熊本市東区小山町２４９３番　所在の
白川の里　敷地一筆（5,808.66 平方メートル）
(16) 熊本県熊本市東区小山町２４８９番　所在の
白川の里　敷地一筆（881 平方メートル）
(17) 熊本県熊本市東区小山町２４９０番　所在の
白川の里　敷地一筆（811 平方メートル）
(18) 熊本県熊本市東区小山町２４８７番　所在の
白川の里　敷地一筆（1,559 平方メートル）
(19) 熊本県熊本市東区小山町２４８８番　所在の
白川の里　敷地一筆（1,729 平方メートル）
(20) 熊本県熊本市東区小山町２４８５番１　所在の
白川の里　敷地一筆（915 平方メートル）
(21) 熊本県熊本市東区小山町２４８５番４　所在の
白川の里　敷地一筆（70 平方メートル）
(22) 熊本県熊本市東区小山町２４８６番１　所在の
白川の里　敷地一筆（743 平方メートル）
(23) 熊本県熊本市東区小山町２４８６番３　所在の
白川の里　敷地一筆（51 平方メートル）
(24) 熊本県熊本市東区小山町２４９５番　所在の
白川の里　敷地一筆（2,232 平方メートル）
(25) 熊本県菊池郡大津町大字引水字東原７１０番２　所在の
風の子保育園　敷地一筆（1,877.65 平方メートル）
(26) 熊本県菊池郡大津町大字引水字柳塘９５１番１　所在の
風の子保育園　敷地一筆（1,744.06 平方メートル）
(27) 熊本県菊池郡大津町大字引水字柳塘９５１番７　所在の
風の子保育園　敷地一筆（1,514.12 平方メートル）
(28) 熊本県菊池郡大津町大字引水字柳塘９５２番３　所在の
風の子保育園　敷地一筆（238.74 平方メートル）

（29）熊本県菊池郡大津町大字引水字柳塘９５２番１　所在の
風の子保育園　敷地一筆（2,911 平方メートル）
（30）熊本県熊本市東区戸島西２丁目３３４６番１　所在の
あかつき　敷地一筆（1,945.60 平方メートル）
（31）熊本県熊本市東区戸島西２丁目３３４７番１　所在の
あかつき　敷地一筆（2,791.81 平方メートル）
（32）熊本県熊本市東区戸島西２丁目３３４６番２　所在の
あかつき　敷地一筆（433.99 平方メートル）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第３８条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３１条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、熊本県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、熊本県知事の承認は必要としない。
１．独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
２．独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第３２条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）
第３３条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終

了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の３９に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間（、また、従たる事務所に３年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）会計監査報告

（３）理事及び監事並びに評議員の名簿

（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（５）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３５条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３６条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の処置）

第３７条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　　公益を目的とする事業

（種別）

第３８条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業

（２）公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

（３）子育て支援に関する事業

（４）社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　　収益を目的とする事業

（種別）

第３９条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

（１）太陽光発電売電事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第４０条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第４条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第９章　　解散

（解散）

第４１条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４２条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１０章　　定款の変更

（定款の変更）

第４３条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、熊本県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更したときは、遅滞なくその旨を熊本県知事に届け出なければならない。

第１１章　　公告の方法その他

（公告の方法）

第４４条　この法人の公告は、社会福祉法人白川園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４５条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　吉　良　武　夫

理　事　　河　内　正　幸

理　事　　吉　良　一　人

理　事　　宮　崎　太　七

理　事　　吉　良　武　麿

理　事　　児　島　又　雄

監　事　　吉　良　輝　章

監　事　　山　本　フミワ

附　　則

この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

平成２９年　４月２５日一部変更
平成３０年　５月１６日一部変更
平成３０年１１月１２日一部変更
令和　元年　８月１９日一部変更
令和　３年　２月　２日一部変更
令和　７年　７月１６日一部変更